

四日市市告示第410号

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年6月2日

四日市市長 森 智 広

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について（令和3年3月1日四日市市告示第58号）の一部を改正する告示を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
5 この告示の適用除外 次の建築物については、この告示の規定は適用しない。 (1)～(5) (略) (6) 法第85条第 <u>6</u> 項又は第 <u>7</u> 項の許可を受けた建築物	5 この告示の適用除外 次の建築物については、この告示の規定は適用しない。 (1)～(5) (略) (6) 法第85条第 <u>5</u> 項又は第 <u>6</u> 項の許可を受けた建築物

附 則

この告示は、告示の日から施行する。